

## 市民活動やる気応援助成制度 ご活用ください

地域のために活動するNPOやボランティア、自治会など、市民の「やる気」を応援するため、助成金を交付します。この助成金は、「新たな取組応援事業」と「スタート応援事業」の2種類あり、これから活動を始める、あるいは活動を始めたばかりのNPO法人などの基盤整備にも交付します。

	新たな取組応援事業	スタート応援事業
対象団体	10人以上で構成され、市内に主たる事務所を置くNPOもしくは地域活動団体	市内に主たる事務所を置く団体で、次のいずれかに該当すること。①設立後3年以内のNPO法人②助成金申請後1年以内にNPO法人格の取得を予定している団体
対象事業	新たに取組む事業で、次に掲げるいずれかに該当するもの ・子育て、教育、福祉などの“ひとの元気”事業 ・支え合い、防災、防犯などの“地域の元気”事業 ・観光、国際、環境、文化、歴史などの“まちの元気”事業	活動開始期における広報活動、人材育成、備品購入などの基盤整備事業
対象経費	事業に直接的に掛かる経費	活動開始期の基盤整備に掛かる経費(備品購入した場合、NPO法人格取得後は、特定非営利活動促進法第32条の規定に従うこと)
助成率	次に掲げる経費は、助成金の交付対象になりません。 (1) 団体の事務費などの経常的経費 (4) 団体の構成員に対する人件費および謝礼 (2) 団体の事務所などを維持するための経費 (5) その他助成することが適当でないと思われる経費 (3) 団体の構成員による飲食費、交通費および宿泊費	
助成率	2分の1	
上限額	100,000円	50,000円
対象期間	助成を実施する当該年度の交付決定日から同年度2月末日まで	
交付制限	1団体につき1年度1事業	1団体につき1回のみ

- ▶ **申請方法** 助成金の交付を希望する団体は、事業提案をしていただき、採択されてから助成金申請をしてください。※募集要項は、地域づくり支援課で配布しています(市ホームページからダウンロード可)。
- ▶ **提案受付方法** 同課で配布している提案書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、添付書類と共に持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市地域づくり支援課【Eメール】chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp
- ▶ **提案受付開始日** 6月2日(月)
- ▶ **採択事業の決定** 行田市市民公益活動推進委員会による審査結果を踏まえ、可否を決定します。また、審査結果については、全ての団体に通知します。
- ▶ **問い合わせ** 同課協働推進担当(内線253)

## 行田市市民活動災害補償制度 ご存じですか

市では、市民活動団体やボランティア団体の活動を支援するため、「行田市市民活動災害補償制度」を設けています。この制度は、ボランティア活動中に起きた事故(市主催の行事を除く)で団体のメンバーなどが傷害や賠償責任を負った場合の負担を補償するものです。保険料は全額市が負担しますので、登録要件を満たす団体であれば無料で登録できます。

- ▶ **登録要件** 市内に活動の拠点を置き、地域社会活動、社会奉仕活動などの公益性のある活動(政治、宗教および営利を目的とするものを除く)を継続的・計画的に行っている団体。  
【加入している団体の例】自治会、ボランティア団体、青少年活動団体など  
※スポーツや文化活動中に起きた事故は、補償の対象となりませんのでご注意ください。



### ▶ 補償の概要

補償の内容	補償金額
賠償責任事故 (補償限度額)	【対人】1人につき1億円、1事故につき5億円 【対物】1事故につき500万円 ※対人、対物ともに免責10,000円以下
傷害事故	【通院日額】2,000円 【入院日額】3,000円 ※事故当日から保険給付対象となります。

- ▶ **登録方法** 登録を希望する団体は、地域づくり支援課で配布している「行田市市民活動災害補償制度登録申請書」に必要事項を記入の上、同課に直接提出してください。

- ▶ **問い合わせ** 同課協働推進担当(内線253)

## 市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

### 納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差押えなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。※平成26年中の延滞金の率は、法律の規定により年9.2パーセントです(ただし、平成26年中は納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.9パーセント)。

### 納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

### 平成26年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月30日	9月1日	10月31日	12月25日
固定資産税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月2日	7月31日	9月30日	12月1日
軽自動車税	全期			
	6月2日			
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日
	第5期	第6期	第7期	第8期
	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日
	第9期			
	3月31日			

### 休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶ **休日** 毎週日曜日の午前8時30分～正午
- ▶ **夜間** 毎週火曜日の午後5時15分～7時  
※年末年始・祝日を除く
- ▶ **場所** 収納課

### 市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをすれば、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、确实・便利な口座振替をご利用ください。

- ▶ **申し込み** 市内全ての金融機関で申し込みできます。預金通帳と通帳届出印を持参し、各金融機関窓口または収納課窓口で手続きをしてください。不明な点は同課まで問い合わせください。

- ▶ **問い合わせ** 同課収納担当(内線236・237)

### コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。

#### ▶ コンビニで納付できない納付書

- ・納期限を過ぎた納付書
- ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
- ・各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
- ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書  
※この場合は金融機関などをご利用ください。

